

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

～平成27年3月2日から登録受付～

関 川 村

1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などを第三者に交付したときに、事前に登録した人に対して交付した事実を通知する制度です。

本人に通知することにより、不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。

※ 第三者から登録者に係る住民票の写し等の交付請求があった場合に、交付の可否を登録者に確認する制度ではありません。また、交付ができないようにする制度でもありません。



2 第三者とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求することができると「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。この制度では、次のとおり分類します。

本人等の代理人

- ・本人等からの依頼を受け、委任状を持参した人

※本人等とは、住民票関係では本人、同一世帯の方、戸籍関係では本人、同じ戸籍に記載されている方及びその直系の親族となります。

代理人以外の第三者

- ・自己の権利を行使し、または義務を履行するために必要がある人（生命保険の満期支払、債権者等）
 - ・住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由のある人
 - ・職務上、必要な請求をする弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士（※「八士業」といいます。）
- ※国や地方公共団体の機関については、対象外です。

3 本人通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し（消除された住民票も含む）
- ・住民票の記載事項証明書（消除された住民票も含む）
- ・戸籍の附票の写し（除かれた附票も含む）
- ・戸籍の謄本及び抄本（全部・個人事項証明書）（除籍、改製原戸籍を含む）
- ・戸籍の記載事項証明書

※ 本人等からの請求や、国や地方公共団体の機関からの公用請求は対象外です。

4 通知される内容

登録者の住民票の写し等の証明書を第三者に交付した場合、「交付通知書」により次の項目を郵送で通知します。

- ・交付した年月日
- ・交付した証明書の種別（住民票・戸籍謄抄本等）及び通数

- ・交付請求者の種別 登録者の代理人の場合はその旨、代理人以外の第三者による請求の場合は個人、法人、八士業（個人・法人）の別。但し、個人を特定する住所や氏名は通知しません。

※本人通知に記載された内容についてさらに詳しく知りたい場合は、関川村個人情報保護条例に基づいて自己情報開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、関川村個人情報保護条例の規定の範囲内での情報の開示になります。

5 登録できる人（次のいずれかに該当する人）

- ・関川村の住民基本台帳、戸籍の附票に記録されている人（除かれた人も含む）
- ・関川村の戸籍に記載されている人（除かれた人も含む）

6 登録の受付窓口

- ・関川村役場住民税務課住民環境班（開庁日の午前8時30分～午後5時）
- ・関川村以外にお住まいの方や、ご病気等の事情で窓口においでになれない方は、郵送での登録を受け付けています。

「7 登録に必要なもの」を郵送してください。本人確認書は写しを同封してください。

宛先：〒959-3292 岩船郡関川村大字下関 912 番地 関川村役場住民税務課 住民環境班宛

7 登録に必要なもの

(1)関川村本人通知制度登録申請書（窓口にあります。関川村ホームページからもダウンロードできます。）

(2)窓口に来られる方の本人確認書類

- ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等は1点
- ・顔写真のない身分証明書（健康保険証・年金手帳や年金の証書）の場合は2点以上

◎代理人（登録を希望する人から委任を受けた人）の場合は委任状

◎法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合は、戸籍謄本等資格を証明する書類

※ 関川村に本籍があり、法定代理人の資格を確認出来る場合は不要です。

8 登録期間

- ・登録期間は、登録した日から起算して5年間です。（満了日を過ぎると登録が廃止となります。）
- ・引き続き登録を希望する場合は、継続の申請をしてください。満了日の3か月前から受付します。

9 登録内容の変更・廃止

- ・住所異動や戸籍届出等により登録内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止したいときは、「関川村本人通知制度登録（変更・廃止）届出書」を提出してください。変更の届出がないと本人通知の送付ができない場合がありますのでご注意ください。
- ・登録者が死亡したとき、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

問合せ先	関川村役場 住民税務課 住民環境班
電話番号	0254-64-1471